

平成30年1月15日

保護者様

幼保連携型認定子ども園  
エデューカーレ城之内  
園長 柳澤景子

### 平成28年度における施設型給付費等の法定代理受領のお知らせ

平素より、認定子ども園エデューカーレ城之内の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成27年4月から新しい子ども・子育て支援の制度が始まり、就学前の教育・保育を保障するため、認定子ども園、保育所、幼稚園といった施設等を利用した場合に、共通の仕組みで給付（「施設型給付費等」といいます。）を受けられる制度が創設されました。

この給付の制度は、個人への給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、お住まいの市町村から利用する施設等に対して直接支払が行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます。）。

この施設型給付費等を法定代理受領により施設等が受領したときは、施設等はその額について各保護者の皆さんにお知らせしなければならないこととなっています。

つきましては、平成28年度に本園が提供した教育・保育等に要した費用について法定代理受領した『施設型給付費等の額』は、認定区分、保育必要量、お子さんの年齢、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して国が定める基準により算定した費用の額である『公定価格』<sup>(※1)</sup>から、保護者の皆さんに各月お支払いいただいた『利用者負担額（保育料）』を差し引いた額となることをお知らせします。

(※1) 別紙裏面「平成28年度の公定価格の額について」（高崎市からの通知）をご覧ください。

- このお知らせは、あくまでも〔平成28年度〕の実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担額（保育料）の支払等が発生するものではありません。
- 具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、高崎市役所（担当：福祉部保育課（下記連絡先参照））までお問い合わせください。

〔高崎市役所（福祉部保育課）連絡先〕

電話：027-321-1246（課直通）、MAIL：hoiku@city.takasaki.gunma.jp

幼保連携型認定こども園  
エデューカーレ城之内 設置者 様

高崎市長 富岡賢治

平成28年度の公定価格の額について

貴施設（事業）の平成28年度各月における1人当たり公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。この内容により、平成28年度に貴施設（事業）を利用した支給認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知<sup>(※1)</sup>をお願いします。

(※1) 子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

(単位：円)

認定区分	年齢区分	平成28年度 各月における1人当たり公定価格の額 <sup>(※2)</sup>												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	-	156,540	156,540	156,540	156,540	159,740	156,460	156,460	156,460	103,840	103,840	105,220	
	3歳児	112,350	108,580	108,580	108,580	108,580	111,780	108,500	108,500	108,500	103,840	103,840	105,220	
	4歳以上児	96,470	92,700	92,700	92,700	92,700	95,900	92,620	92,620	92,620	95,820	95,820	97,200	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	182,130	189,370
			178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930	178,930
	標準時間 短時間	1・2歳児	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	103,460	110,700
			100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	100,260	107,500
	標準時間 短時間	3歳児	52,890	52,890	52,890	52,890	52,890	52,890	52,890	52,890	52,890	45,160	45,160	52,400
			49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	49,690	41,960	41,960
	標準時間 短時間	4歳以上児	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	37,430	44,670
			34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230	41,470

(※2) ・ 各年齢区分において、子どもが在籍していない月は「-」と記載しています。ただし、保育認定子どもは、標準時間、短時間ともに子どもが在籍していない月に限り標準時間、短時間ともに「-」と記載しています（標準時間、短時間のいずれかに子どもが在籍している場合は、その両方に額を記載しています）。  
 ・ 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合には、当該額を日割計算した額となります。  
 ・ 施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。